

入 札 公 告

令和 7 年 2 月 2 1 日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松 井 一 實

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

坪井児童館放課後児童クラブ仮設建物の賃貸借

(2) 借入物件の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日まで

(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

(4) 借入期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日まで (6 0 か月間)

(5) 履行場所

五日市観音小学校

広島市佐伯区三宅四丁目 1 0 番 1 号

(6) 入札方式

本件は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

(7) 入札方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

(8) 入札区分

本件は、広島市電子入札システムを利用しない紙による入札とする。

2 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の借入れ」の登録種目「2 0 - 0 4 仮設建物(物品に限る)」に登録している者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 建設業法に基づく「建設業許可（建築一式工事）」を受けていること（国土交通大臣又は都道府県知事許可）。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所として、広島県知事の登録を受けていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和7年度案件（市長部局）」からダウンロードできる。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページ（前記3に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。

(2) 入札説明書、仕様書等の交付方法

本市のホームページからダウンロードできる。

(3) 契約担当課（契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

広島市こども未来局放課後対策課（市役所北庁舎別館 1階）

電話 082-242-2014（直通）

(4) 入札書の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。）による。

イ 提出期限

令和7年3月4日（火）午後5時

ウ 提出場所

前記(3)に同じ

(5) 入札執行課

前記(3)に同じ。

(6) 入札回数

ア 入札回数は、3回を限度とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格がない場合は、2回再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(7) 日時 令和7年3月5日（水）午前10時

(1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
北庁舎3階 第2会議室

イ 再度入札

(7) 日時 初度入札後、直ちに実施

(1) 場所 前記ア(1)に同じ

(8) 開札

ア 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は1者につき1名とする。）なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記

(3)の契約担当課へ連絡すること。

入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札書を送信した者があるときは落札者の決定を保留した上で、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引く。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

(1) 提出先

前記4(3)に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

令和7年3月5日（水）の午後5時まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等に基づき、確認する。ただし、落札候補者が開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の本市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者を決定したときは、その結果を入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(3) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書に

よる。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(6) 長期継続契約

本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。この場合、本市は、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に、落札者が本市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。